

共同親権運動

親どうしが別れても親子が親子であるために 27号

2014年3月21日

「民法改正に向けて 乗り越える課題」

雪が未だに残るなか、2013年度の総会（2014年2月16日）の後に『民法改正に向けて、乗り越える課題』をテーマに討論会が開かれました。既にメールニュース（No.173）では、その概要をお知らせしていますが、ここでは、討論会の内容について少し詳しく取り上げていきます。

まず、今回の討論会のテーマと趣旨について、kネットの宗像充さんが「家庭裁判所の正体」ということで以下のような説明をして発題としました。

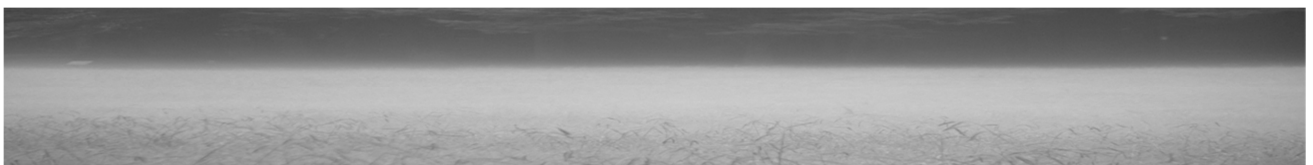
kネットの活動では、「共同親権制」への民法改正の必要性を訴えてきて5年が経過しました。そうしたなかで、離婚などの後に子どもと会えないという問題を取り巻く状況はやや錯綜ぎみになっており、今後の活動を展望していくにあたって、あらためて問題の所在や捉え方について整理することが必要であると考えられます。民法の改正の必要性は様々な取り上げられ方がありますが、それらの立場や主張については「766条派」と「819条派」に分けて整理するとわかりやすいでしょう。民法の766条は「離婚後の子の監護に関する事項の定め等」に、また、819条は「離婚又は未婚の場合の親権者」にかかる条文です。民法の766条の一部改正が先になされましたが、「766条派」は、法改正によって明記された協議上の離婚の手続きにおいて、子の監護について「面会交流」などの事項を予め取り決めをするとはしますが、基本的には現行の民法規定や家族観と家庭裁判所などの現状を維持していこうとする立場になります。しかし、後にみる離婚後の単独親権制があるために、離婚にともなう話し合いは困難になりがちです。さらに、たとえ協議の上では取り決めがなされたとしても、実際に子どもと“会う”ことができるかどうかすらわかりません。そこで、民法819条の父母のどちらか一方に親権を定める規定を改正し、夫婦関係と親子関係とを別々に扱うことにして、離婚などの後も父と母の双方が子の養育に共同して関わるようにすることが求められてきます。これが先の「819条派」ということになります。このような共同親権制へ移行するための法改正は、かなり広い範囲の問題を含みます。例えば、婚姻外で出生した場合の親子、再婚した場合の親子、養子縁組、国籍が異なる夫婦の親子なども検討しなければなりません。kネットの共同親権運動は、どのような状況や立場にあったとしても、親と子が引き離されず実質的に親子のままでいることを実現していこうとするものだといえます。

以上の発題の後に、内田修さん（フランス在住kネット会員）からは「フランスの父親の運動、ハーグ



 **原則交流・共同養育 第Ⅲ期 共同親権運動ネットワーク**

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11. B-202
TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424
メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>
郵便振込 00130-5-472679 加入者名：kネット
銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170（普）ケイネット



条約の加盟で変わること」、濱野健さん（北九州市立大学文学部人間関係学科准教授）からは「アメリカの父親たち、日本のハーグ条約批准後に何をを目指すか」、長田政江さんと中西アイ子さん（どちらもkネット会員）から「片親排除で祖父母のかかえる問題」と、それぞれのテーマで報告がありました。

内田さんは、日本でフランス人女性と結婚し、妻子と共に日本で暮らしていましたが、家族旅行で妻の母国のフランスに渡航したところ、既に離婚手続きが妻の側から開始されており、それから子どもと引き離されてしまったという、自身の体験から話しをされました。フランスは共同親権制ではあるものの、父親が子どもと会えない状況にある事例は意外に多いことや、自分自身の子どもとの面会もかなりの制約下で行われていること、父親の権利とができるを求める運動や当事者団体など、フランスの事情を伝



グ条約については、フランスの離なことが判断のひとつとなり厳しスから子どもと日本に帰国するこけようとすればフランスに滞在したとのことです。内田さんはそれ

までは日本での生活をしており、二重国籍とはいえ日本国籍もある子どもが海外に“連れ去られた”わけですが、日本の在外公館や家庭裁判所には、フランスで裁判するようにと、何ら手立てを講じてもらえなかったそうです。日本のハーグ条約への加盟によって、子どもとの交流がよりできるようになることを望んでいるとのことでした。

濱野さんは、アメリカ人の夫で、日本人の妻に子どもを日本に連れて行かれ、子どもと会えなくなった父親たちにインタビューをしてきた様子を話してくれました。これまでアメリカ連邦政府は、日本のハーグ条約の未加盟や子どもの連れ去りについて、外交上の圧力をかけてきたけれども、どうも風向きが変わってきた印象をもっていて、連邦政府の関係者に実際の連れ去りの実態をいくら訴えても取り上げてもらえなくなっているとのことでした。ハーグ条約に日本が加盟したとしても子どもの連れ去りについての実情は変化していないため、何らかの対応をして欲しいが、連邦政府が取り上げる問題ではないとしているため、州政府レベルで問題を取り上げてもらうように働きかけているといいます。その手始めに影響が大きいカリフォルニア州で、子どもの国外への連れ去りであるかどうかを確認をする州法を制定を求めたそうです。濱野さんは、国際結婚に関する家族の問題は、国ごとに法律や制度の違いがあり解決することが困難で、また、海外の事例を日本に直接あてはめることも難しいと感じているとのことでした。そのうえで、こうした問題を整理して考えていく必要性があるとして話しをまとめられました。

子どもと会えないのは親だけではないとして話しをされたのが、長田さんと中西さんでした。それぞれご自身の子が離婚し、その子どもと会えない状況に立たされた体験から、離婚に際して“孫”と会えない“祖父母”もまた当事者であり、祖父母としての立場から子どもに関わることの大切さを話されました。長田さんは、孫との面会交流ができており、他方、中西さんはそれができていないと、それぞれ対照的な体験をもとに、子どもと継続して会って関係を維持していくこと、子どもの成長にとって幅広い関係性が維持されることの重要性と、離婚に際してどのような振る舞いが双方の祖父母に求められるのかを話されました。また、自身の子が亡くなった祖父母の場合は、孫との面会交流が認められていないことや、祖父母は年齢的な制約があり、孫の成長を見守り手助けする機会にも限りがあることなど、祖父母の孫との面会交流あるいは訪問についての課題を指摘されました。

R・D・レインは『家族の政治学』のなかで、「われわれのこの社会で家族と呼ばれているこの集団の力動と構造は、他の場所や他の時代に家族と呼ばれる集団においては自明ではないかもしれません」と述べています。共同親権にかかる問題を考えるときに、こうした「家族の自明性」を問いなおす必要性が浮き彫りになった検討会であったと思います。（安藤 洋）

●主張

医学・生物学的側面 からの父親の子育て 久我高志(コトオヤネットさっぽろ)

先日札幌のコトオヤネット主催の講演会に出席しました。

今回はアメリカでの離婚カップルに対する教育システムの話が、非常に勉強になりました。

面会交流や親権の話では、法学そのた文系の話がメインになる印象があります。しかし欧米の面交への取り組みは、心理学や精神医学などの理系分野の研究が、その基礎を形作っているのも事実です。

そこで、今回は医学的・生物学的側面から、父親の子育てを考えてみました。

子育てを行う動物である哺乳類の生態を考えてみます。

熊は生まれた時から母親との生活で、父親は子供の成長に関与しません。

一方でライオンは群れで生活し、当然子供は父親の存在下で成長します。

さて人間はどうでしょうか？

女性は妊娠・出産で、ホルモンバランスが大幅に変わることは良く知られています。実は男性も父親になるとテストステロンというホルモンが減少することが知られています。最近 20 年ほど欧米だけではなく、中国などアジア系を対象とする研究でも同様の論文が数多く発表されています。(Google で fatherhood、testosterone で検索してみてください)

テストステロンは男性ホルモンとして分類されており、時として重大犯罪者で過剰となっていることが知られており、攻撃性や性衝動を司る作用もあります。

子供特に赤ん坊が存在することによるストレスによる、攻撃性の抑制という目的の反応なのかも知れません。また子育て中にむやみやたらと子作りをされても、手間が増えるばかりです。です

から雄も子育てに参加する動物としては、合目的な反応と言えるでしょう。

以前中学入試で、「ドラえもんが生物では無いことを説明せよ」という問題が出て話題になりました。この時に重要だったのが、「生物は自己複製(生殖)能力を持つ」という定義でした。

子育てとは正に生殖そのものの行為ですから、本来人間は雄も子育てに関与する動物であると推測できます。

人種とか文化の影響を持ち出す人もいるかもしれませんが、生物学的に近縁種の簡単な見分け方は、「子供を作れるか？」です。近縁種・同一種であれば、生物として非常に重要かつ根源的な生殖に関する行動が、そう大きく違うはずがありません。

アジア系・コーカソイド・アフリカ系どの組み合わせのカップルでも普通に子供は生まれますが、日本人は違うと言うのでしょうか？

養育と言うことについて考えてみます。

子供に食事だけを与えても正常に成長せず、時には死んでしまう事は皆さんご存じでしょうか。

John Bowlby 著の *Child care growth of Love* という 1951 年に刊行された本に記された研究結果です。

「対人間の適切なコンタクト(愛情とも言えます)が無ければ子供が正常に育たないこと」は小児科関連の医者であればみな知っている事実です。

実際この知見は WHO の行動指針にも影響するほど、世界的に専門家には広く認知されています。

子供に食事だけ与える、つまり「食費を与えるだけでは子供を育てているとは言えない、そして子供は育たない」のは、半世紀以上前から知られていた事実なのです。

このように現時点での科学的な裏付けから、「人間は雄も子育てに関与する動物である事」が推測でき、「ただ食事を与えるだけで、適切な対人コンタクトの不在状況下では、子供は正常に育たないこと」が分かっています。

さて、日本の裁判官の養育や面会に関する判断の根拠は、どこにあるのでしょうか？



共同親権運動全国交流会 @別府 を終えて

第2回共同親権運動全国交流会が、今年は湯の街別府で2日間にわたって開催されました。初日の交流会、講演、2日目の意見交換会と3部構成で行われました。

交流会では、自己紹介を兼ねて近況報告など各々の発言の後、ディスカッションがもたれました。いくつかの話題があがりましたが、「相手方の家を訪ねること」について、福岡で活動されているSさんは、「どんどんいくべき。レッドカード（逮捕されるようなこと）でなければ、イエローカード（警察を呼ばれること）を恐れず行って直接話した方がいい」と。神戸で当事者支援活動をしているNさんは、「成功例と失敗例があり、ケースバイケースでは？」と。失敗例について、Nさんと当事者さん弁護士さんの3人で子を連れ去った相手方宅を訪ねたところ、警察を呼ばれたくさんのパトカーや警官が来てしまい、それをみていた幼い子に『パパは悪い人』という刷り込みを相手方がする素材を与えてしまったというエピソードを話されました。どちらがいいとか悪いとかいう話ではなく、Nさんが言われるようにケースバイ

ケースだろうなとお話を伺いながら感じました。宗像さんが、「相手の家に行く前に所轄の警察に事情説明して訪ねるといいよ」といわれたことも、ごもつともと納得。

講演は、大分市在住の中村弁護士（日弁連家事法制委員会）

が『弁護士から見る離婚後の親子関係の現状と課題 その解決方法』という演題でお話しされました。単独親権の問題点や、離婚の中で子ども達が何を考えているのか、今後必要なインフラについてなど幅広くお話しいただきました。オーストラリアでは、離婚の一方の当事者である子どもへのフォローも親教育プログラムに並行して行われている事例など、海外での共同親権のサポートの在り方など大変興味深く伺いました。また、子どもの年齢にもよるでしょうが、親の離婚に巻き込まれた子どもは「何が起きているのかきちんと知りたい」「自分の問題を誰か第三者の大人に相談したい」「自分の意見を親に伝えたい、例えば意見が通らなくても自分の意見を十分に伝えた上で結論をだしてほしい」など考えるそうです。子どもに事実を伝えることは、親を選ばせることではなく家族の在り方や自分の将来（生活）を子ども自身が考えることだと感じました。

翌日は「みんなで変えよう！家庭裁判所」というテーマで、kネット運営委員の宗像さんから家庭裁判所の現状について報告をうけ、その後意見交換がなされました。意外にも裁判官も含め家族関係者がkネットのホームページを閲覧していることや、ネット等で彼らの仕事を監視・透明化していくことの効果や、これまでの活動の積み重ねから当事者団体としての認知度が上がり、公的機関（家裁・役所・学校等）への働きかけも「個」ではなく団体として支援を行うと相手の対応が変わってくるなど、なるほど話もありました。

今回の交流会を通じて、個人的には、現状を見つめ直し次に何をしていけばいいかということに改めて向き合うことができました。県外から多くの方にお越しいただき、いろんな意見を伺うことが出来、刺激的な2日間となりました。「継続は力なり」といいますが、今後も微力ながら頑張っていこうと決意を新たにしました次第です。（川野なみた）



『民法改正に向けて

乗り越える課題』 感想

最初にフランス在住で、片親疎外を現地で受けている内田修さんから驚愕の報告がありました。

18 世紀に人権宣言したフランスも親子関係については、十分であると思えない実態でした。

内田さんは、家族旅行でフランスの祖父母に会いに行くという事で、日本で結婚した仏人女性と子供を連れて渡仏しました。待っていたのは、調達官から離婚を迫られるという仕掛け？で、子供と引き裂かれました。日本がハーグ条約に加盟していない理由で共同親権のフランスでも隔週の面会交流を母親の実家の監視カメラが4台ある中でしか許されません。父性を発揮できないような状況での交流しか出来ないという理不尽なものでした。このような行為も家族旅行という事で共に入国しており『連れ去り』は、適用されないというのも驚きました。

内田さんは、帰国しては会えなくなるので、現地で生活のため事業を立ち上げるなど苦労をされています。

続いて北九州市立大学で離婚問題を研究されている濱野健先生が米国での事例を紹介しました。こちらも国家としての国境をまたいだ連れ去りの規制は、立法化されておらず、州ごとの活動団体が活動し、カリフォルニア州を筆頭に立法化の拡大を図っているとの事でした。

最後に、祖父母の立場からの視点で長田さん、中西さんが実体験を報告して頂き、洗脳をする相手方親と子供の狭間での祖父母の役割発揮の必要性を訴えてくれました。特に中西さんの場合、最愛のご子息を引き離して失われており、私自身も2年半前の事故で瀕死の状況で子供に会えぬまま他界してしまう可能性もあったため、涙なしに聞かすにはられませんでした。

改めて法制化とその内容については、吟味されるべきと感じると共に、引き離して享受されなかった子供たちの幸福を幅広い形で実現していく必要性を感じました。(近藤和樹)

日本裁判官ネットワークのシンポ

に参加して

昨年の11月9日に、「開かれた司法」を志す現職裁判官の団体、「日本裁判官ネットワーク」企画のシンポジウムが大阪で開催された。元裁判官の金馬健二氏による退官記念講演と最近施行された家事事件手続き法によるパネルディスカッションという二部作だった。日本の家族法と家裁実務に関心をもっている法学者の私にとって、現役「家裁の人々」の声を聞くチャンスと思って、時間を割いて参加した。

ただ、家族法に関連したイベントに沢山参加してきた経験からすれば、正直言って、あまり大きな期待はなかった。法学者は外国でこうやっているが、日本はどうかという理論が中心だったり、裁判所関係者が参加できたとしてもあまり自由な発言が出来ない雰囲気が濃かったり、つつこみができるのは弁護士ぐらい、というふうに展開するシンポはすくなくないからだ。しかし、このイベントに参加してよかった。パネルディスカッションで新しい家事事件手続き法を含み、今の家庭裁判所が抱えている問題が率直議論されていて、とても感銘を受けた。参加者のコメントもあって、「日本の家庭裁判所の別室調停は本当に最高裁が宣伝しているほどすばらしく効果を上げているのか」という話題も浮上して感激した。結局、退官記念講演から懇親会・二次会まで、当事者と弁護士と裁判所関係者が一緒になって打ち明けて話しできたのは非常によかったと思う。

察するには、このようなイベントに安心して参加できる裁判官等は全体の一部だけかもしれません。懇親会でお話できた裁判官の大半は弁護士任官制度を通じて判事となった元弁護士なので、一般的なキャリア裁判官と出発点を異にしている。それでも、現役裁判官・裁判経験者の生の声で内部者の問題意識を知ることができて非常に有意義だった。これだけでは子どもの連れ去り問題、日本の家事司法が抱えている様々な問題は解消されないが、久しぶりに裁判制度の方向性に希望がもてた。日本裁判官ネットワークの関係者、そしてこのようなイベントの開催を弁護士会に今後ともがんばっていただいきたい。

(Colin P.A. Jones 同志社大学教授)

親子断絶防止議員連盟の発足と立法活動のこれまで

4月18日、衆議院第2議員会館で、親子断絶防止議員連盟の設立総会が開かれ、議員43名が議連に名前を連ねた。「単独親権の強制」を倒すために、この5年ほど散発的に活動してきたけれど、議連をつくるまでには至らなかったのも、今回の動きは、規模も大きく期待が持てるものだ。

今回の議連結成の背景には、新しい当事者たちが立法の必要を認識して、親子新法連絡会の名前のもとで陳情を繰り返して、議員立法の実績のある衆議院議員の馳浩の後押しをしたことがある。kネットとしては、この動きを支援して、一月前の院内集会の人集めに協力したりした。その打ち合わせの席で、役割分担のために集まった父親の一人が「本当に法律ができるんでしょうか」と不安を表明していた。その気持ちはよくわかった。立法化が子どもに会うための逆転の手段だとすれば、それが実現しなければ子どもに会うことに希望が持てなくなるからだ。

ところで、運動を5年ほどやってきて、その間に親子関係の実質を保障する立法はなされていない。では5年前に立法活動をしてきた人たちはどうなったのだろうか。たしかに諦めた人もいるけれど、なんとか会えるようになってきた人も少なくない。ハーグ条約の批准や世論は後押しになったし、立法活動とともに、離れて暮らす親子の関係への認知は上がり、相変わらずの部分は大いにして、以前より別居親子をとりまく環境はよくなってきているのは確かだろう。

現在の法律によって子どもや孫に会えなくなっているわけだから、単独親権制度をはじめとする片親排除の法制度を「倒す」ことが、そのためには乗り越えなければならない課題なのだと思う。そのために国の法律を変える、ということが必要条件であるならそうするだろうし、相手や子どもとの個別の関係の中でそれが乗り越えられれば、その人にとっては法は乗り越えられた、ということにもなる。だから、顔ぶれが変わっても、立法活動が粘り強く継続している。立法活動が議員へのお願い活動にすぎず、立法がなされなければ子どもに会えないと思っている親は、多分法律が変

わっても会えないだろうな、と思う。後の世代のために今の努力を肯定するのは、動機としては正しいけれど、「自分のことはいいから」と言って運動を前向きに展開している人間に、ぼくはお目にかかったこともない。もしそう見えるとするなら、その人には別の目的があるのだろうと思う。

とはいえ、自分のことで顧みても、法律があれば子どもと会うのは楽になるだろうと思うし、いろんな人の話を聞いてきて、もうこんなことは繰り返してほしくないと思うことは少なくない。一方、これまで議連結成にも至らなかったのは、さまざまに理由があるだろう。

一番の理由は「焦り」だ。ぼくが当事者になったころは、議員とコンタクトがとれ、院内集会が開けるようになった初期にあたる。そのころも、立法化の先行きが見えないと足の引っ張り合いが始まり、運動が分裂し議員も当事者も意欲を失いがちだった。正直、家制度に触れる問題だし、世論の広がりもさほどでもなければ、一部の能天気な当事者の見込みはまったく現実味がなかった。

反対も根強かった。DVの問題で対抗されるのは仕方ないにしても、かみ合った議論の仕方はしていなかった。「意見の多様性の確保」を大義にマスコミの論調は数年間、明後日の方向でさまよった。DV法ができたときに、男性相談や別居親団体の意見を聞いて多様性を確保したのかと考えれば、その議論の組み立てのおかしさは指摘できる（そうしておけばDV法自体も今受けているような批判の幾分かは受けなかったかもしれない）。

しかし、ぼくたちの運動が、そういった議論に対抗できるだけの力量も知識も実績もなかったのは確かだろう。それに不平等の格差是正がぼくたちの立法化の狙いの一つなのだから、運動の手法自体もそのことを意識したものでなければならない。現在の立法化の動きに、そういった屋台骨があるかといえば、正直心もとなさを感じる。「そんな小さなことにこだわって」と言いながら、できた法律が、個別の人の幸せにつながるわけもないとぼくは思う。(宗像 充)

つむぎ冬の実践講座2014年 実施報告

～ 共有しつつ、知恵を出し合うよい機会 ～

蓮見岳夫（kネット会員&共同養育センターつむぎスタッフ）

さる2月2日日曜日に「共同養育センターつむぎ 冬の講座」と題して開催しました。当日は20名を超える参加をいただき、盛況でした。

今回の講座は「家庭裁判所攻略法」「子どもに会うために私たちができること」の2つでした。

前半の「家庭裁判所攻略法」では、虚偽であったDV被害の訴えを晴らし、親権変更ができた父親の方の「どのような考え方でぞむか」「具体的にどうしたか」という「心得」と「実践」による大変ためになる内容でした。

参加された方々も、家庭裁判所における対処や、考え方の参考になるたくさんの情報におおきな収穫を得ていた様子でした。

・「勝ち負けはどうしても気にしてしまうが、『子どものため』『面会交流』『よい養育環境を得る』ことを最優先とする」

・「どんなに理不尽を感じても、相手を責めない、裁判所を責めない、しかし相手方弁護士には毅然と対処する。」

などの内容に視野が広がり、気持ちの持ち方、困難へのとらえ方を新たにできた人も多かったと思います。

後半の「子どもに会うために私たちができること」は以前からの内容に加えて「グリーフケア」や「親教育プログラム」などの新しい要素を加えた発展版でした。

「法的な対処以外に、当事者として自分と子どもをどのように大切にして、何を取組んでいくか」に焦点を当てた内容が多く、前半の法的対処とは違ったアプローチが意識されていました。

例えば『「子どもに手紙を書く」という行為は続けた方がよい。』という内容では、

・書くこと自体が自分自身のためになる（気持ちの整理、結果を得るという癒し）

・子どもとの音信の維持

・たとえ手紙が届かなくても、手元にコピーをためておくことで、いつかそれらを見せることができる。そうした「ずっと後での当時の手紙」は親子の絆の修復に大きな効果が期待できる（そのような調査結果もある）

などの内容に関心が寄せられていました。

後半のセッションでは新しい試みもありました。プロジェクターで壁に大きなマインドマップ（アイディを放射状・枝状に書いていくメモ）を写しだし、参加者全員で「子ども会えるために何が出来るか？」というアイディア出しをしました。その場で交わされた意見が、目の前でおおきなマインドマップとして形作られていく様子は楽しさすら感じるものでした。

活発な意見交換がなされ、「参与員の活用」や「試行面接のメリットデメリット」「面会条件の再調整への挑戦」など、より具体的、より必要とされている情報の共有ができたとおもいます。

一方向の講座ではなく、参加者が意見を出し合い、新しい知識やノウハウを得ていくという新機軸のヒントがあったとおもいます。

当事者になったばかり、当事者として頑張っている、様々な状況の人が今後もこうした機会を活かして元気になれる講座にしていきたいと思います。



■共同養育と労働法■

第4回

東 京 司

扶養とは何か？

このテーマを描く動機となったのは、養育費の問題を主題とした論文を読みながら、私の若き日の疑問を思い出したからです。

私が若かりし頃、同居していたパートナーとは夫婦同然の生活をしていました。しかし、ある時「内縁」とは何かということ突き詰めて考えた時に、半ば逃避的な自由を求めて共同生活を営んでいたため、双方の親族からは反対されており、厳密には内縁関係には成りえませんでした。その時の家計は同一であり、家計簿もつけていましたが、パートナーいわく、会社から家族手当を支給されることで「男に養われる存在」としての自分、そういう価値観を内包した内縁も法律婚も否定するに至り、共同生活は残念ながら終焉を迎えたわけです。しかし、「結婚って何？」との問いは私に矛盾だらけの労働社会について目を向けさせ、多くの示唆を与えてくれました。

民法では第730条の親族の扶養義務がありますが、これは戦後の改正に伴い法学者である**牧野英一氏らの働きかけにより戦前の家制度の名残が取り残された形になっているものです。**扶養を「自己の労働が困難でかつ資産が十分でないために独立して生計を営めない者の生活を他者が援助すること」と定義するならば、なぜ労働が困難で資産が不十分な状況が作りだされたのかという問いも必要だと思います。関連して民法改正の債権関係での論点の一つに成年年齢の問題があります。「責任無能力者」である未成年者の行為については、「自己の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかった」と判断された場合、「責任無能力者」の行為として不法行為責任は発生しないのです。この「責任無能力者」が戦前までは妻にも適用されていたことは忘れてはいけ

ない点です。その名残が戦後も日本における女性の働き方にも影響を与えています。女性の賃金・待遇を歪めてきた要因に転勤と生活給があります。『生活給思想を前提としつつ、男女同一賃金原則を実現しようとする』と、男女同一年功同一賃金という形で対応するしかありません。しかしながらこの場合、結婚後の女子労働者の「生活給」をどう理解するのかが大変難しくなります。』※1

さて、労働法関係で扶養という言葉が用いられる場合、生活給である家族手当、健康保健、国民年金第3号被保険者、遺族補償、税の扶養控除など多岐にわたります。それぞれ認定の基準等は異なりますが、ここでの認定基準が多く女性の賃金、引いては非正規労働者の賃金を家計補助的・生計不可能なものに抑え込んでしまっているのは否定できません。養育費の問題に立ち返れば、養育の対象は子どもなので、シングルマザーの貧困の問題は切り分けて系統的に解決していくべき問題です。共同養育を実現するために、「イギリスにおいては、金銭的な支払いよりも、インフォーマルな扶養（たとえば、父親からの誕生日プレゼントやクリスマス・プレゼント）が止まるほうが子どもにとってのダメージが大きいという調査もあるという」※2ことから、扶養する者と扶養される者という権利義務の関係性ではなく個人の尊厳を基調とした関係性重視の養育計画が取りきめられるべきだと考えます。

※1 『季刊労働法』234号「労働法の立法学」26回「OL型女性労働モデルの形成と衰退」 濱口 桂一郎 2011年秋季

※2 「書評と紹介 下夷美幸著『養育費政策にみる国家と家族--母子世帯の社会学』」阿部 彩 2009年 大原社会問題研究所雑誌 法政大学大原社会問題研究所 編

ワンポイント 英文和訳

●第6回

「連れ去りは児童虐待である」

結婚している男性は、そうでない男性と比較して、約10年長生きします。また女性は約5年長生きします。それはなぜそうなるのでしょうか。

「結婚と男の健康 Marriage and men's health」
(ハーバード大学医学部 Harvard Men's Health Watch Vol. 14 No. 12 2010) によれば、以下のようです。

「過去150年にわたる多くの研究により、結婚が健康に良いことが判明している。結婚している男性の健康状態は、離婚や配偶者の死亡によって単身となった男性の健康状態より、良好である。最近の研究により、その詳細が分かるようになった。

寿命の延長効果は、25歳以上で結婚している場合の方が、それより若い年齢で結婚している場合より強く現れる。また、結婚している時間が長いほど、強く現れる。また、妻の学歴が高いほど、強く現れる。同棲や同性婚では、この延長効果は、ほとんど認められない。

心血管疾患のリスクが同じになるようにして比較すると、結婚している人では、単身の人より、心血管疾患の死亡率が46%も低下する。

結婚している人と単身の人では、がんを生じる割合が異なるという証拠は無いが、結婚している人では、がんがより早期に発見され、しっかりした治療が行われる。それで、結婚している人の方が、生存率が高い。

結婚している男性は、抑うつ症状がより少なく、人生により満足しており、認知機能がより良好で、アルツハイマー病のリスクもより少なく、血糖値もより良好である。

配偶者が死亡した場合、残された人の死亡率は上昇し、配偶者の死後7～12月後ごろにピークとなり、その後も2年以上の間、上昇したままになる。この死亡率の上昇は、残された人が男性である場合の方が、女性である場合より、2倍ほど大きい。

結婚している男性は、単身の男性より、食生活が豊かである。運動をより多く行い、定期的な医学チェックを受け、タバコをあまり吸わず、アルコールをあまり飲まず、危険な行為をあまり行わず、予防的なケアを多く受ける。

孤独、抑うつ、社会的な孤立は、死亡率を上昇させる。ハーバード大の研究により、社会的に孤立した男性は、そうでない男性に比較して、心臓病の死亡率が82%も上昇することが判明している。男性の66%は、妻と最も親しい社会的関係を結んでいる。

結婚していない男性は、食事に気をつけて、運動を行い、アルコールを控え、ストレスを減らし、医者によくかかり、社会的な絆(きずな)を作り、相互に支援する関係を作るのがお勧めである。」

Grenn Stanton氏は、「小言の良い面」The Upside of "Nagging"という文章の中で、結婚している人の寿命が延びる理由について、社会的コントロール理論の立場から、次のように説明しています。

「小言が我々を健康にするのである。例えば『自分の分の野菜を食べなさい』とか『しっかり睡眠を取りなさい』とか『そんなに車を飛ばしてはダメ』とか『今日はいくつドーナッツを食べたの?』などである。こうした小言は、必ずしも歓迎されるわけではないが、確かに我々を健康にするのである。」

語り合えばわかりあえるDV当事者たち

当事者が支援に関わる事はとても回復に効果的ということは既に当たり前の事と理解されているでしょう。もちろん、当事者が支援者になる事の難しさはあるにしても。また当事者同士の語り合いでも、しっかりした回復当事者のファシリテーターがいれば、とても回復に役立つ場になり得ます。私の所では、当事者同士の語り合いの場もあれこれ設けていますが、いわゆるDVの加害男性と被害女性が場をともにして語り合う事は特に珍しい事でもないし、危険な事でもありません。

私も、男だけのグループもそれなりに意味があると言う事は理解しつつも、女と男が語り合う事で、より回復が確かなものになると確信しています。実際、私の所では男女当事者が語り合う事で、より成長し回復して行く当事者を沢山見えていますから、確かなものと実感しています。

昨日もカウンセリングが2件・・・DVがらみの男性と女性と、カウンセリングの後お2人がたまたま時間があつたので一緒にお茶とお菓子を・・・そのお2人のお話も盛り上がってなかなか話しはつきません。DVも含め夫婦の対立や葛藤について本音で女と男が語り合う事で、随分と見えてくるようです。けれどDV当事者の女と男が本音で語り合う場はまずどこにもないのではないかしらん。2時間ほども語り合ったあとはお互い話せて良かったですとの清々しい挨拶でお別れしました。

ひとりで問題を抱え込むのではなく、支援者にあおられて妄想をたぎらせるのでもなく・・・こうしていろんな人との語らいで人は癒され、学びあって行くのでしょう。癒しや学び、相互成長の可能な支援って、これからの対人援助の基本だと・・・そんな気のする私です。



院内集会に参加して

3月20日衆議院第一議員会館地下一階大会議室で行われた院内集会に、祖父の立場として家内共々参加させていただきました。

300人収容の会場が、各党議員や秘書・当事者・報道関係者等でほぼ満席の盛況で熱気溢れるの感がしました。

鈴木代表の開会の辞に、当事者の皆さんの切々たる思いが込められており、隣にいる家内は胸にこみ上げてくる思いがしたと会終了後話していた次第です。

議連が順調にたちあがり、望ましい法案が成立したとしても、ここからが本当の出発点であると心すべきと思います。

私としては、法案成立の過程において常に子どもの目線からの発想での審議がなされることを期待しています。すべての子どもたちが、笑顔で生きていける日本にしていくにはどうすれば良いか？という視点での検討をお願いしたいと思います。議連の先生方が、ご自分の子どもたちや孫のことを念頭に置いて考えていただけたら、党派やいろんな考えの相違も克服できると信じます。そして

何よりも、仮に立派な法律が出来たとしても、その運用において課題は山積してくる事と思います。道末だ遠しの感を、会終了後肝に銘じた次第です。

最後に、集会の開催に携わった関係者の方々の熱意とご努力に心から敬意と感謝を申し上げます。

(小原大八・kネット九州@宮崎)

単独親権被害児を救うため 参事からの教訓を生かせ

昨年暮れ、妻や子どもと別居中の父親が焼身自殺を図り、その巻き添えで小学校3年生の次男も亡くなるという、とても痛ましい惨事がおきた。私も同じ学年の息子と自由に会うことができない境遇の当事者として、他人事ではないとても複雑な思いで進展を見守っていたが、12月30日の次男の死亡記事を最後に、ネットメディアを主に展開されていた様々な議論も終息した。

この事件の第一報を聞いたとき、私は五木寛之氏が著書「人生の目的」の中で紹介した1977年に高島平で起きた父子の飛び降り心中事件を思い出した。事

件の概要は、妻に蒸発された父親が、仕事と育児と貧困に疲れ、9歳と6歳の男児二人と共に飛び降り自殺を図った、というものだ。五木氏がこの事件に強く衝撃を受けているのは、残された子どもの手帳に「おかあさん、ぼくたちが天国からおかあさんのことをうらむ。おかあさんもじ国(地獄)へ行け」と書き残したという子ども達の心情だ。

この約半世紀を隔てた2つの事件には当然、共通する部分と異なる部分はあるものの、私が最も悔しく残念に感じるのは、「事件の教訓が活かされず、親の手によつて幼い子どもの命が奪われた」ということである。

子どもを連れ去ったとか連れ去られたとか、当事者とか非当事者とか、どのような立場であらうと、子どもの幸せを願わない大人はいないと私は信じている。本当にヒトとして最も悲惨な事件の再発防止を願うなら、今回の事件について、当事者だけでなく、学校関係者、地域住民のみなさん、夫婦の調停に関わる司法関係者等も交えて、しっかりと話し合う機会を持つことが重要だと考える。

(大 三次)

瓦版

★国立交流会

日時・4月6日(日) 13時～15時、場所・国立公民館小集会室、問い合わせ・kネット

★kネット運営会議

日時・4月6日(日) 15時30分～17時30分、場所・国立公民館小集会室、問い合わせ・kネット

★日本家族再生センターのグループワーク(女性ワーク、男性ワーク)

日時・4月5日(土)、ミニゼミ9時～10時、女性ワーク10時～12時、男性ワーク13時～15時、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費・男女ワークとも2000円、問い合わせ・075・583・6809(日本家族再生センター)、メール jafarec2003@nifty.com

★宮崎交流会

日時・4月5日、5月3日(毎月第1土曜日) 18時～20時、

場所・宮崎市民活動センター(宮崎市橘通西1の1の1)、宮崎市民プラザ3階、参加費無料、問い合わせ・0985・47・6797(小原)、メール

knetmiyazaki@yahoo.co.jp、*日程の変更がありえますのでご確認ください。

★親子しつぷ熊本お茶会

4月5日、5月3日(毎月第1土曜日) 14時～16時、場所・益城町情報交流会館ミナテラス(町サボの和室にて)、問い合わせ090・3986・8870(田中)、メール tanachu2011@hotmail.co.jp

*日程の変更がありえますのでご確認ください。

★第75期高知市民の大学「結婚、離婚、家族のかたち 共同親権運動の現場から」

日時・4月11日(金) 18時30分～20時、場所・高知市文化プラザかるぽーと11階大講義室(高知市九反田2-1) 宮崎市民プラザ3階、授業料1コース2800円、申し込み・問い合わせ・088・883・5071(高知市文化振興事業団市民の大学係)

★鹿児島交流会

日時・4月12日、5月10日(毎月第2土曜日) 18時～20時、日程、場所の詳細はお問い合わせください、問い合わせ・070・5270・3251(溝口)、メール kagoshimaoyako@willcom.com

★別府交流会

4月19日、5月17日(毎月第3土曜日) 18時～20時、場所・別府市野口ふれあいセンター(大分県別府市野口元町12-43)、参加費・500円、メール itumo.itumademo.oyako@gmail.com、*日程の変更がありえますのでご確認ください。

★中部共同親権法制化運動の会交流会

日時・3月29日13時30分～17時30分、場所・名古屋市民活動推進センター(名古屋市中区栄3-18-1) ナディアパークデザインセンタービル6F集会室、メール chubu_kyoudousinken@yahoo.co.jp

日時・4月22日、5月27日(毎

月第4火曜日)、19時～21時(入退出自由)、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費・500円(運営費含む)、問い合わせ・090・4964・1080(植野)

【kネット国立事務所】

〒186-0002東京都国立市東3-17-11B-202(郵便はこちらにお願いします)

【東銀座313ビルセミナールーム】

こちらでは郵便物は受け付けていません。東京都中央区銀座3-13-19東銀座313ビル8階、最寄り駅＝地下鉄東銀座駅徒歩3分、銀座駅徒歩10分。晴海通りから歌舞伎座のある通りに入り、マガジンハウスのある並び。銀座3丁目郵便局斜め向かい。

■郵便振込 00130-5-472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170(音) ケイネット*口座名が略称になりました。

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。片親を排除する法制度に反対しています。実態調査や立法院への提言、ロビー活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親子どうしが別れても親子が親子であるための活動を行います。ホームページ等で広報に努め、会報を年4回程度発行しています。

会員賛同者を募っています。

■年会費(会員は別居親とその家族) 年3000円

■賛同金(その他賛同者) 年3000円。

【入会・賛同方法】

メールまたはファックス・電話にて、お名前、ご連絡先、住所、会員・賛同者の別をお知らせの上、郵便振替または銀行口座にて3000円を振込ください。

また郵便振替・銀行口座にてご寄付を募っています。

メール info@kyodosinken.com